

一般社団法人 愛川ウェルネスネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 愛川ウェルネスネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県愛甲郡愛川町に置く。

(公告の方法)

- 2 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、いつでも誰でも、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指しスポーツ活動を通じ、人と人とが繋がり合い、支えあう地域社会作りに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

1. 愛川町内の公民館、公共体育館等を使用し、定期的なスポーツ活動。
2. 幅広いニーズに対応できるよう色々な種目をいつでも、気軽に、自分にあったペースで参加できるシステム作り。
3. 上記に対応できるよう指導者の育成、研修。
4. スポーツを通じて、他の組織団体や行政等と協力し、連携することでの地域住民の健康管理、維持、普及、啓発。
5. 会員相互の親睦をはかるための交流行事の開催。
6. 多くの地域住民や団体等に呼びかけて、親睦をはかれる環境や、地盤作りの提供。
7. 他の組織団体や行政機関等が開催するスポーツ、文化行事等への参加推進。
8. その他、本クラブの目的達成のために必要な事業の実施。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とする。

1. 正会員 この法人の事業に賛同して入会したクラブの運営に携わる法人または個人
2. クラブ会員 この法人の事業に賛同して入会した法人または個人

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において定める会費規定に従って入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払い義務を履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

1. 正会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散
7. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(解散)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会における正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 正会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上10名以内
 2. 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事、又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事または監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 入会金及び月会費、年会費
2. 寄付金品
3. 事業に伴う収益
4. その他の収益

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 会計報告
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第35条 この法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

以下省略